

# 相続・贈与税顧問 平成22年贈与税対応版 概要(Ver.H22.2)

「相続・贈与税顧問 Ver.H22.2」での対応内容をご案内します。

このプログラムは、平成22年1月1日以降に発生した相続税および贈与税の申告にご利用できます。

## 1.バージョンアップについて

バージョンアップ対象・・・Ver.H22.1\*

## 2.データの利用について

データ移行バージョン・・・Ver.H22.1\*以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H21.1または Ver.H22.2データは「旧バージョンデータ読込」で移行します。

### 概要のバージョンの表記について

「Ver.H22.2」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

## 3.改正の概要

システムに係る平成22年贈与税関連の主な改正の内容は、次のとおりです。

### 住宅取得資金等の贈与の特例（暦年課税）経過措置の終了

平成17年12月31日で廃止されている住宅取得資金等の贈与の特例（暦年課税）の経過措置が終了しました。

#### 住宅資金特別控除の特例の廃止

住宅取得等資金の贈与について、通常の2,500万円の特別控除額にプラスされていた1,000万円の住宅資金特別控除額が廃止されました。

#### 住宅取得等投資資金の贈与税の非課税制度の変更

従来は、直系尊属からの贈与により取得した住宅取得等資金について、一定の要件を満たす場合には、500万円まで非課税となっていました。平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に直系尊属から贈与を受けた住宅等資金については、原則として平成22年からの贈与については1,500万円まで、平成23年からの贈与については1,000万円までの金額について贈与税が非課税になります。

平成22年1月1日から平成22年12月31日の間の住宅資金贈与について、暦年課課税であれば現行の基礎控除額110万円をプラスして1,610万円まで、相続時精算課税であれば現行の特別控除額2,500万円をプラスして4,000万円まで、それぞれ贈与税の非課税枠が拡大されます。

#### 非上場株式等の納税猶予税額の計算変更

非上場株式等の納税猶予税額の計算において、特例非上場株式等の価額は、「認定贈与承継会社等」が外国会社その他政令で定める法人の株式等を保有する場合には、その株式等を有していなかったものとして計算することとなりました。

この特例は、平成22年4月1日以後に贈与により取得をする非上場株式等に係る贈与税について適用されます。

### 《参考》国税庁のホームページ

平成22年分・平成23年分住宅取得資金の贈与税の非課税のあらまし

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/9037.pdf>

平成22年分贈与税の申告のしかた

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/tebiki2010/01.htm>

平成22年分贈与税の申告書等の様式一覧

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/yoshiki2010/01.htm>

## 贈与税 様式改定

改正に伴い、次の帳票の様式が変更されました。

帳票名	
第一表	贈与税の申告書
第一表の二	贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税額の計算明細書）
第二表	贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）
第三表	贈与税の修正申告書
	農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書
	株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）
	株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）
	相続時精算課税選択届出書

第二表が OCR 様式に変更されました。

## 贈与税 様式改定（削除帳票）

改正に伴い次の帳票が削除されました。

帳票名	
暦年課税用	住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

## 4. システムの対応内容

相続・贈与税顧問 Ver.H22.2 では、以下の対応を行いました。

### 贈与税 住宅取得資金等の贈与の特例終了に伴う変更

住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)経過措置が終了したことにより、次の点を変更しました。

- ・贈与税の案件選択・作成画面および相続税第4表、第14表の<贈与税参照>、案件コピー、旧バージョン案件データ取込み画面の案件一覧より「住宅」欄の削除
- ・贈与税申告書第一表住宅取得資金等の特例欄と<住宅特例>ボタン、暦年課税用住宅取得資金等の特例にかかる贈与税額の計算明細の削除

### 贈与税 相続時精算課税選択時の生年月日チェック

相続時精算課税の贈与者が65歳以上であるか、受贈者が20歳以上であるかのチェックをします。チェックは、贈与年の1月1日時点で年齢を計算し、該当しない場合は、「贈与者が1月1日時点で65歳未満です」「受贈者が1月1日時点で20歳未満です」のメッセージを表示します。

### 相続税 一括印刷のチェックボックスの保存

相続税の一括印刷画面で、「OCR 様式を印刷」と「OCR 様式カラー印刷」のチェック状態を保存するように変更しました。

### 相続税 / 贈与税 申告区分の標記変更

申告書の標記を「確定/修正」から「申告/修正」に変更しました。（相続税や贈与税は予定申告や中間申告がないため）

### Z I P 対応

LZH形式の圧縮における脆弱性問題に対する対応として案件データの圧縮バックアップの形式をLZH形式からZIP形式に変更しました。ただし Ver.H22.10のバックアップをリストアすることを考慮し、リストアはLZHとZIPの両方に対応しました。

## 5.動作環境

OS(*1)	Microsoft® Windows® 7/Vista/XP/2000
メモリー	Microsoft® Windows® 7 : 1GB 以上 (64ビット版は2GB以上) Microsoft® Windows Vista® : 512 MB 以上 (1GB 以上推奨) Microsoft® Windows® XP/2000 : 128MB (256MB 以上推奨)
CPU	Microsoft® Windows® 7 : 1GHz 以上 Microsoft® Windows Vista® : 800 MHz 以上 (1GHz 以上を推奨) Microsoft® Windows® XP/2000 : 400MHz 以上 (500 MHz 以上を推奨)
ディスプレイ	解像度:1024×768(小さいフォント)(*2) Windows® 7 の場合は、規定のスケール(96DPI)を使用。 Windows® Vista の場合は、標準のスケール(96DPI)を使用 Windows® XP の場合は、標準フォントかつ96DPIを使用
表示色	Microsoft® Windows® 7/2000 : High Color(16ビット)以上 Microsoft® Windows Vista®/ XP : 中(16ビット)以上
HDD	154MB 以上
最大用紙サイズ	A4
プリンター	ページプリンター(ポストスクリプト対応プリンターを除く)(*3) インパクトプリンター PLQ-20S(*4)

(\*1) : Microsoft® Windows® 7は、64ビット版にも対応。

(\*2) : 解像度800×600は、動作保証外です。

(\*3) : OCR 申告書の正確なカラー印刷には、エプソン製ページプリンターの特定機種のみ対象です。カラー出力した申告書等の提出に関しては事前に所轄税務書にご確認ください。

(\*4) : PLQ-20S は、以下の専用ドライバをお使いください。

Microsoft® Windows® 7 : 「EPSON VP-1850 ESC/P」

Microsoft® Windows® 7以外 : 「インターKX 及び応援シリーズ用 EPSON ESC/P2001」

(エプソン・ホームページの「ダウンロード」ページよりダウンロードいただけます)

## 6.プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピューターにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

物流納品の場合、プロダクトIDが記載されたラベルはCD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。ダウンロード提供の場合、プロダクトIDは「マイページ」にてご確認ください。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアローン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピューターにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。